

八 尾 市 営 住 宅  
住 宅 困 窮 者 向 け 住 宅  
入 居 者 募 集

住宅困窮状況等申告書の書き方

## 住宅困窮度評定とは？

市営住宅の入居者選考方法については、抽選により選考する方法以外に、申込者の現在の状態をさまざまな項目別に評定して、その点数によって選考する住宅困窮度評定という方法があります。

八尾市では、選考方法のひとつとして、この方法を導入しています。具体的には、

1 「住宅困窮状況等申告書」の「質問Ⅰ 住宅困窮状況について」の項目のいずれかに該当する場合に、申込み資格があり、この場合、基礎ポイント10点が付与されます（複数項目に該当しても10点です。）。

2 次に、「住宅困窮状況等申告書」の「質問Ⅱ あなたの世帯の状況について」の項目に該当する場合、該当する項目ごとに加算ポイント10点が付与されます。

例えば、ひとり親世帯である場合は10点

ひとり親世帯で、かつ、障がい者世帯である場合は20点

3 上記1の基礎ポイント10点と上記2の加算ポイントを合計し、30点以上の申込み者が複数になった場合、点数に応じた優遇倍率を適用し公開抽選を行います。30点以上の申込み者がひとりの場合はその方が当選となります。

[優遇倍率の適用]

30点・・・1倍

40点・・・2倍

50点・・・3倍

60点・・・4倍

以降10点増える度に倍率が1倍加算されます。

## 住宅困窮状況等申告書の書き方と必要書類

住宅困窮状況等申告書に「申込住宅（入居申込書に記入された住宅を○で囲んでください。）」・「住所」・「氏名」を記入してください。お答えは、該当する項目をすべて○で囲んでください。

なお、各項目の説明は次のとおりです。

### 質問Ⅰ 住宅困窮状況について

- 1 「住宅以外の建物もしくは場所」とは、例えば、倉庫、作業所及び公園等。
- 6 「住宅の設備が整っていない」とは、台所・便所等がない場合や共同の場合。
- 8 「正当な理由による立退きの要求」とは、自己責任によるものではなく、公共事業等により立退き要求を受けている場合。  
**※ 立退きを要することを証明する書類を提出してください。**
- 9 現在の家賃額がわかる「契約書」・「領収書」・「通帳」の写し等を提出してください。

### 質問Ⅱ あなたの世帯の状況について

- 1 該当する方は、（ 号館 号室）のところに、必ず記入してください。
- 3 以前に当選し、入居された場合又は当選後、失格になったり辞退された場合は、その時点で落選回数は0回として計算します。
- 4 ハンセン病療養所入所者等の世帯とは、申込者本人又は同居者に平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯  
**※ ハンセン病療養所に入所していたことが証明できる書類（「国立ハンセン病療養所長の証明」等）の写しを提出してください。**
- 5 「高齢者世帯」とは、申込者本人が60歳以上の方であって、次のアからウのいずれかの親族とのみ同居し、または同居しようとする世帯
  - ア 配偶者
  - イ 18歳未満の児童
  - ウ 60歳以上の方又は市長が定める60歳未満の方（障がい者手帳の交付を受けている方）

- 6 「障がい者世帯」とは、次のアからエのいずれかに該当する者がいる世帯
- ア 戦傷病者手帳の交付を受けている方
  - イ 身体障がい者手帳の交付を受けている方
  - ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
  - エ 療育手帳の交付を受けている方

※ 「戦傷病者手帳」・「身体障がい者手帳」・「精神障がい者保健福祉手帳」  
・「療育手帳」等の写しを提出してください。

- 7 「ひとり親世帯」とは、次のアからオのいずれかにあてはまり、20歳未満の児童を扶養している世帯
- ア 死別・離婚または婚姻によらないで母又は父となった方
  - イ 配偶者の生死が1年以上明らかでない方
  - ウ 配偶者から1年以上遺棄されている方
  - エ 母子世帯等に準ずる状況にある世帯
  - オ その他
    - 配偶者が海外にいるため、その扶養が受けられない方
    - 配偶者が精神又は身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っている方
    - 配偶者が法令により1年以上拘禁され、長期にわたりその扶養を受けられない方

※ ひとり親世帯であることがわかる「戸籍謄本」又は「児童扶養手当証書」等の写しを提出してください。

- 8 「外国人世帯」とは、永住許可を有する外国人を含む世帯

※ 「住民票」の写しを提出してください。

